

2020年1月1日以降に
満期を迎えるお客さまへ

自動車保険改定のご案内

平素より損保ジャパン日本興亜をお引き立ていただきありがとうございます。

損保ジャパン日本興亜では、2017年7月、2018年1月、2019年1月および2020年1月に自動車保険の改定を実施しました。

主な改定内容を次のとおりご案内しますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

1 商品改定の内容

1 わかりやすい商品ラインアップの実現

2020年1月改定

THE クルマの保険

SGP

- これまで、個人のお客さまは「THE クルマの保険」と「SGP」の2種類の商品があり、商品差異がわかりにくいとの声をお客さまからいただきました。
 - そのため、自動車の車種や用途によって「THE クルマの保険」または「SGP」のどちらに該当するかを確定し、加入していただく改定を実施します。
 - 次の4つの条件をいずれも満たす場合は「THE クルマの保険」※1、1つでも満たさない場合は「SGP」でのご契約となります。
 - ご契約は「ノンフリート契約」※2である。
 - 記名被保険者は「個人」である。
 - ご契約の自動車は「自家用8車種」である。
 - ご契約の自動車は「業務専用車」ではない。
- ※1 ただし、一部特定の特約を付帯している場合、「SGP」でのご契約となります。
 ※2 ノンフリート契約とは、ご契約の自動車の総契約台数が9台以下のお客様のご契約をいいます。
- 現在のご契約の商品と更新後にご契約いただく商品が異なるお客さまは、保険契約申込書等に記載の下記の項目について適切に設定されているか、必ずご確認ください。
 - ご契約の自動車の使用目的
 - 記名被保険者の運転免許証の色
 - 運転者限定特約
 - 運転者年齢条件特約
 - など



2 特約の新設

THE クルマの保険

SGP

(1)ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約

2018年1月改定

- 「安全運転支援機能」や「事故発生時のサポート機能」が利用できる通信機能付専用ドライブレコーダーの貸与を行う「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」※を新設します。
- ご契約の自動車に搭載されたドライブレコーダーが事故による衝撃を検知したことにより信号を発した場合で、損保ジャパン日本興亜がそれを受けて事故を確認したときは、普通保険約款に定める「事故発生時の通知義務」が履行されたとみなすことなどを定める特約です。
- この特約を付帯したご契約には、お客様の安全運転を支援するサービス「DRIVING!(ドライビング!)」が提供されます。
- この特約保険料は月額850円です(ご契約期間:1年、保険料分割払特約を付帯した場合(2020年1月時点))。

(2)故障運搬時車両損害特約

2019年1月改定

- ご契約の自動車が故障により走行不能となり、レッカーケン引された場合※に、ご契約の自動車の故障損害に対して、協定保険価額または100万円のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いする「故障運搬時車両損害特約」を新設します。
- ※ご契約の自動車をレッカーケン引することについて、損保ジャパン日本興亜へ事前連絡した場合に限ります。

詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/kinsurance/automobile/announce/>)をご確認ください。

<パソコンから>

<スマートフォンから>



(1)の「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」は、「【損保ジャパン日本興亜】2018年(平成30年)1月自動車保険改定のご案内」、
 (2)の「故障運搬時車両損害特約」は、「【損保ジャパン日本興亜】2019年1月自動車保険改定のご案内」をご覧ください。



3 代車等諸費用に関する改定

2019年1月改定

2020年1月改定

THE クルマの保険

SGP

- 事故時のレッカーケン引の有無によって補償内容が異なる「ロードアシスタンス運搬後諸費用特約」と「事故・故障時代車費用特約」を廃止し、「代車等諸費用特約(30日型)」に一本化します。これにより、代車費用・宿泊費用・移動費用・引取費用をまとめて補償します。
 - ご契約の自動車が、ロードアシスタンス特約のお支払いの対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、レッカーケン引された場合※に、被保険者が負担された代車費用・宿泊費用・移動費用・引取費用をお支払いします。なお、事故の場合、代車費用保険金は走行不能とならないときもお支払いの対象となります。また、車両保険を適用していないご契約も付帯可能です。
- ※法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合を含みます。
- 代車費用の支払限度日額の上限を15,000円とします。ただし、現在の代車費用の支払限度日額が15,000円超のご契約については、更新時または契約内容変更時に、更新前または契約内容変更前と同額以下でご契約いただけます。
 - 代車費用保険金のお支払対象日数は、レンタカーのご利用日数の通算30日までとします。
- (注)事故発生日などの翌日から起算して1年以内に限ります。
- 「代車費用の補償日数短縮特約(15日型)」を付帯することで、代車費用保険金のお支払いの対象となる日数を通算15日に短縮することができます。

(次頁へ続きます。)

(前頁からの続きです。)

- 「台風、竜巻、洪水、高潮その他異常な自然現象の影響によりレンタカーおよび代車を借り入れることができない場合に、代替の交通手段としてタクシー、バスまたは電車を利用するため要した費用」を補償の対象に含めます。この利用日数も代車利用日数としてカウントします。



【ロードアシスタンス運搬後諸費用特約】または【事故・故障時代車費用特約】を付帯されていたお客様

更新後の契約には「代車等諸費用特約(30日型)」を付帯しておすすめしています。補償内容が拡充されることにより、保険料が値上がりとなる可能性があります。

4 運転者限定特約の改定 2019年1月改定

THE クルマの保険

SGP

New

- 2017年5月の参考純率の改定に伴い、運転者限定特約(家族)を廃止し、運転者限定特約(本人)※を新設します。

運転者限定特約(本人)※の割引率は約7%です。

- 運転者限定特約(本人・配偶者)の割引率を約7%から約6%に変更します。

※「THE クルマの保険」かつご契約の自動車が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車の場合のみ対象です。ただし、記名被保険者が運転免許証所持者または国際運転免許証所持者である場合に限りません。

5 弁護士費用特約の改定 2019年1月改定 2020年1月改定

THE クルマの保険

SGP

New

- 日常生活などでの被害事故に関する損害賠償請求も対象とする「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」を新設します。また、現行の弁護士費用特約を「弁護士費用特約(自動車事故限定型)」へ名称変更します。

- 自動車を運転中※¹の対人加害事故により、刑事事件の対応を行うために負担する刑事弁護士費用※²および刑事法律相談費用を保険金のお支払いの対象に追加します。

※1 記名被保険者が法人の場合にはご契約の自動車を運転中の場合に限りません。

※2 「①相手方が死亡した場合」「②被保険者が逮捕された場合」「③被保険者が起訴された場合(略式命令(罰金等)の請求をされた場合を除きます。)」のいずれかに該当する場合に限りません。

6 その他の主な商品改定

各項目の詳細および下表以外の改定内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にお問い合わせください。

改定内容

(1) 対物全損時修理差額費用特約の改定 2019年1月改定

THE クルマの保険

SGP

- 対物賠償責任保険を適用したご契約において、これまでオプションの特約であった対物全損時修理差額費用特約を自動セットとします。これにより、対物加害事故の際のトラブルを防止し、よりスムーズな事故解決によってお客様に安心をお届けします。

(注)記名被保険者が法人の場合、またはご契約の自動車の用途車種が二輪自動車・原動機付自転車の場合は引き続きオプションとします。

(2) 対物賠償責任保険および個人賠償責任特約の改定 2020年1月改定

THE クルマの保険

SGP

- 誤って線路に立ち入ったことなどにより、電車等を運行不能にさせた場合に被保険者が負う法律上の損害賠償責任を補償の対象に追加します。

(3) 対人賠償責任保険・対物賠償責任保険における被保険者の拡大 2019年1月改定

THE クルマの保険

SGP

- 認知症等でドライバーの責任能力が否定された場合、その監督義務者等が責任を問われる可能性があるため、被保険者が責任無能力者であった場合は、その親権者や監督義務者等を被保険者に追加します。

(4) 個人賠償責任特約の改定 2019年1月改定

THE クルマの保険

SGP

- 慣習上、家族間の損害賠償請求がほとんど行われていない社会実態を踏まえ、家族間の損害賠償請求を保険金お支払いの対象外とします。

(5) ロードアシスタンス特約に関する改定 2019年1月改定 2020年1月改定

THE クルマの保険

SGP

- 「ご契約の自動車の自動車検査証に記載された有効期間の満了する日の翌日以後の期間」に行われた応急処置および運搬に要した費用は対象外としていましたが、ご契約の自動車が車検切れであっても、事故・故障等のトラブルに起因して走行不能となった場合は対象とします。

- 現行、ご契約の自動車の盗難(一部盗難は除きます。)は保険金のお支払いの対象外としていましたが、盗難後に発見された場合に要した運搬費用を対象とするよう改定します。ただし、ご契約の自動車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車である場合は、車両条項に合わせ、保険金のお支払いの対象外とします。

- 災害等により行方不明となったご契約の自動車が保険契約の解約または満期後に発見され、運搬が必要となるケース等に対応するため、走行不能が保険期間中に発生したものであれば、保険期間満了後に行われた応急処置および運搬に要した費用を補償対象とするよう改定します。

(6) 配偶者の定義の改定 2018年1月改定

THE クルマの保険

SGP

- 戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある同性パートナーも内縁の相手方と同様に配偶者に含むこととします。

上記の表以外にも、次のとおり改定を実施しています。

・New 被害者救済費用特約の新設、無過失車対車事故の特則の改定 2017年7月改定

・人身傷害保険に関する改定(人身傷害入院時諸費用特約、入院生活サポート費用保険金) 2019年1月改定

・車両保険に関する改定(全損時諸費用保険金、自己負担額および車対車自己負担なし特約、

車両新価特約、全損時諸費用再取得時倍額特約) 2018年1月改定 2019年1月改定

・運転者範囲変更漏れサポート特約の改定 2018年1月改定 2020年1月改定 など

詳しい内容につきましては、1ページに掲載の損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトにおいて、「【損保ジャパン日本興亜】2018年(平成30年)1月自動車保険改定のご案内」、「【損保ジャパン日本興亜】2019年1月自動車保険改定のご案内」、「【損保ジャパン日本興亜】2020年1月自動車保険改定のご案内」をご確認ください。

2 保険料の改定

1 型式別料率クラス制度の改定

2020年1月改定

THE クルマの保険

SGP

- 損害保険料率算出機構の参考純率における「型式別料率クラス」の制度の改定にあわせ、次のとおり改定します。
- 自家用普通乗用車・自家用小型乗用車について、料率クラスを9クラスから17クラスに細分化します。また、自家用軽四輪乗用車について3クラスの料率クラス制度を導入します。
- 自家用普通乗用車・自家用小型乗用車について、料率クラスが1つ異なることによる保険料の差が約20%から約10%に変更となります。改定後の最も安いクラスと最も高いクラスの保険料率は、改定前と変わりません。

改定前	車両	対人	対物	傷害
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車	1~9クラス	1~9クラス	1~9クラス	1~9クラス
自家用軽四輪乗用車	なし			

改定後	車両	対人	対物	傷害
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車	1~17クラス	1~17クラス	1~17クラス	1~17クラス
自家用軽四輪乗用車	1~3クラス	1~3クラス	1~3クラス	1~3クラス

2 ASV割引の新設

2018年1月改定

2020年1月改定

THE クルマの保険

SGP

- ご契約の自動車がAEB(衝突被害軽減ブレーキ)を装備している自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)である場合に保険料を割り引く「ASV割引」を新設します。適用条件および割引率は下表のとおりです。

ご契約の自動車の用途車種	割引の適用条件	割引率
自家用普通乗用車	次の条件をすべて満たしていること。 ・ご契約の自動車がAEB(衝突被害軽減ブレーキ)を装備していること。	
自家用小型乗用車	・ご契約期間の初日がご契約の自動車の型式に対応する割引適用終了日※以前であること。 ※当該型式の自動車が発売された日が属する年度の3年度後の12月末日をいいます。	
自家用軽四輪乗用車	・型式ごとの損害率に応じた料率クラスを適用する自動車であること。	9%

(注)ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、各保険年度の初日の属する月をご契約期間の始まる月として、保険年度ごとに割引の適用可否を判定します。



発売から約3年経過した後は、リスク軽減効果が型式別料率クラスに反映されるため、ASV割引は適用されません。

3 安全運転割引の新設

2018年1月改定

THE クルマの保険

SGP

- スマートフォンアプリ「ポータブルスマーリングロード」の「運転診断」における運転履歴に基づき算出された割引スコア※に応じて保険料を割り引く「安全運転割引」を新設します。

※損保ジャパン日本興亜が有効と判断した走行時間が10時間以上であるなど、一定の条件を満たしている場合に、ご契約期間の初日の10日前から過去180日間の走行情報等に基づき、損保ジャパン日本興亜が算出します。

- この割引は、次の条件をすべて満たす場合に適用します。

- ・ご契約の自動車が自家用8車種のノンフリート契約であること。・記名被保険者が個人かつ「運転診断」を受ける方と同一であること。
- ・ご契約の等級が6(S)等級または7(S)等級となるご契約で、事故有係数適用期間が0年であること。

<割引スコア・等級に応じた割引率>

等級 割引スコア	6(S)等級	7(S)等級
80~100点	20%	5%
60~79点	12%	3%

(注1)ご契約期間の途中で新たな自動車を増車する場合は、増車する日をご契約期間の初日とみなして、この割引の適用可否および割引率を決定します。

(注2)ご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、初年度のみこの割引を適用します。

4 各種割引の改定

THE クルマの保険

SGP

(1) 新車割引の改定

2018年1月改定

2019年1月改定

2020年1月改定

- 新車割引の割引率を下表のとおり改定します。

割引率が拡大している箇所は赤文字、縮小している箇所は青文字で表記しています。

<自家用普通乗用車・自家用小型乗用車>

初度登録年月からの経過月数※1	等級 事故有係数適用期間	割引率			
		対人	対物	傷害	車両
25か月以内	6(S)-0年※2	37%	34%	40%	39%
	7(S)-0年	15%	14%	25%	17%
	上記以外	6%	5%	18%	10%
26か月～49か月	6(S)-0年※2	37%	21%	37%	30%
	7(S)-0年	15%	14%	18%	17%
	上記以外	6%	5%	18%	10%

<自家用軽四輪乗用車>

初度検査年月からの経過月数※1	等級 事故有係数適用期間	割引率			
		対人	対物	傷害	車両
25か月以内	6(S)-0年※2	25%	28%	45%	28%
	7(S)-0年	10%	12%	25%	9%
	上記以外	1%	3%	18%	1%
26か月～49か月	6(S)-0年※2	8%	17%	31%	26%
	7(S)-0年	1%	12%	25%	9%
	上記以外	1%	3%	18%	1%

※1 初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して、ご契約期間の初日の属する月までの期間をいいます。

※2 事故有係数適用期間が0年以外の場合は「上記以外」の割引率を適用します。

(注)ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、各保険年度の初日の属する月をご契約期間の始まる月として、保険年度ごとに割引の適用可否を判定します。なお、6(S)等級および7(S)等級に対する割引率は初年度のみ適用します。

- 保険証券(または保険契約継続証)およびご契約のしおり(約款)の送付を不要とされ、ご契約内容等を損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトでご確認いただく場合は、年間保険料を240円割り引く「Web証券割引」を新設します。

(注)ご契約者が個人であるノンフリート契約に限ります。ご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、初年度のみこの割引を適用します。
また、ご契約期間や付帯する特約などによっては、割引額が異なる場合があります。

(3) クレジットカード払の分割割増の引下げ 2018年1月改定

- 保険料分割払特約または保険料分割払特約(長期契約)を付帯したご契約で、支払方法がクレジットカード払(登録方式)の場合は、一括払と比べた分割保険料の割増を4%から3%に引き下げます。

(4) ノンフリート多数割引の対象範囲の拡大 2018年1月改定

- ノンフリート多数割引の対象契約を、団体扱特約・集団扱特約を付帯した年一括払のご契約にも拡大します。

(5) ゴールド免許割引の改定 2019年1月改定

- 運転者限定特約(本人)が付帯されている場合の割引率を12%から15%に拡大します。「THE クルマの保険」のみ適用となります。

5 記名被保険者年齢別料率区分の見直し 2018年1月改定

THE クルマの保険

(1) 運転者年齢条件 26歳以上補償および35歳以上補償の記名被保険者年齢別料率区分細分化

- 下表のとおり記名被保険者年齢別料率区分を細分化します。

同一の運転者年齢条件区分であっても、記名被保険者の年齢により保険料に較差が生じます。

運転者年齢条件特約	記名被保険者年齢別料率区分								
	23歳以下	24歳～29歳	30歳以上	—					
「全年齢補償」または 「21歳以上補償」									
「26歳以上補償」または 「35歳以上補償」	29歳以下	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳以上

細分化

New (2) 65歳以上優良割引の新設

- 次の条件をすべて満たすご契約について、3%の割引を適用します。

- ・ご契約期間の初日における記名被保険者年齢が65歳以上であること。
- ・ご契約の等級が20等級かつ事故有係数適用期間が0年であること。
- ・運転者年齢条件特約(26歳以上補償)または運転者年齢条件特約(35歳以上補償)が付帯されていること。

(注)ご契約期間の途中で記名被保険者の変更があった場合は、変更日における記名被保険者の年齢によって割引の適用可否を判定します。

6 6(S)・7(S)等級の割増引率の改定 2019年1月改定

THE クルマの保険

SGP

- 参考純率の改定にあわせ、6(S)等級および7(S)等級の年齢条件区分を廃止し、それぞれの等級に適用する割増引率を一本化します。

- 改定後の割増引率は、6(S)等級が「4%割増」、7(S)等級が「34%割引」です。

7 全体的な保険料水準について 2018年1月改定 2019年1月改定 2020年1月改定

- 損害保険料率算出機構が、2017年5月、2018年9月に参考純率の改定を行い、型式別料率クラス制度の改定などを実施しました。
- 2020年4月の民法(債権法)改正により、法定利率が5%から3%に変更されます。これに伴い、ご契約のしおり(約款)に定める「損害額算定基準」において、法定利率をもとに算出している逸失利益や将来の介護料を計算するために使用するライブニツツ係数の数値も改定され、お支払いする保険金の総額が多くなります。

(注)改正後の民法の適用は事故発生日が基準となるため、保険始期日にかかわらず、事故発生日が2020年4月1日以降の保険金の計算は、法定利率3%をもとに算出したライブニツツ係数を適用します。

- 参考純率改定、2019年10月の消費税増税および2020年4月施行の民法(債権法)改正などを踏まえ、保険料水準を見直します。

- ご契約条件によっては保険料が上がる場合がありますので、ご契約の際は保険契約申込書等に記載のご契約条件および保険料をご確認ください。

★「THE クルマの保険」は個人用自動車保険、「SGP」は一般自動車保険のペットネームです。

★このご案内は、改定の概要を説明したもので、詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。なお、ご契約の際には、必ず「重要事項等説明書」「ご契約のしおり(約款)」「パンフレット兼重要事項等説明書」などをご確認ください。



SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<連絡先> <https://www.sjnk.co.jp/contact/>

お問い合わせ先